



姫路サービスエリアで迷惑駐車防止の啓発活動を行いました。

R2.8.26

—姫路河川国道事務所—

～「SAでの相乗り行為による迷惑駐車はやめましょう！」～

一般国道2号姫路バイパスの姫路サービスエリアでは、仕事やレジャーに行く人たちが、各々の車でサービスエリアに集まり、1台の車に乗り合わせる「相乗り行為」により、残された車が長時間放置され、他の利用者の迷惑になっています。

これら迷惑駐車防止対策の一環として、姫路河川国道事務所では、毎年8月の道路ふれあい月間の取り組みとして、啓発活動を行っています。

今年は、兵庫県警高速道路交通警察隊によるあおり運転防止の啓発と合同で、姫路サービスエリアの利用者に対し、チラシ等を配布し、啓発活動を実施しました。

活動の概要

日時：令和2年8月26日（水） 16：30～18：00

場所：一般国道2号姫路バイパス 姫路サービスエリア

参加者：【道路管理者】 姫路河川国道事務所4名

【施設管理者】 (株)ファミリーマート5名

【交通管理者】 兵庫県警高速道路交通警察隊3名

内容：姫路サービスエリア駐車場で、利用者、迷惑駐車をしているドライバー等に対して啓発チラシ等を配布



啓発活動の様子

高速道路・サービスエリアの適正な利用にご協力下さい！



【啓発ミーティング】



【あおり運転啓発活動の様子】

このような迷惑駐車は、他のドライバーが休憩出来なくなるなど、居眠り運転の原因にもなりかねず、交通の安全を脅かす行為につながります。

今後も利用者のマナー向上をめざして啓発活動を続けていきます。



【迷惑駐車禁止啓発活動の様子】

【問い合わせ先】



国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 道路管理第一課
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250 Tel:(079)282-8211 (代表)